

## 基準 17 屋外消火栓設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 ポンプを用いる加圧送水装置等は、基準9、第1、第1項の規定の例によること。
- 2 水源の有効水量の算定等は、基準9、第1、第2項及び第3項の規定の例によること。
- 3 配管等は、基準9、第1、第4項(第2号、第3号及び第10号を除く。)の規定の例によるほか、次によること。
  - (1) 単口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を80mm以上、双口形の屋外消火栓を設ける場合は、内径を100mm以上とすること。
  - (2) 管の口径に対する流量は、表17-1によること。

表 17-1

管の呼び (mm)	管の許容水量 (L/min)
65 以上	350
100 以上	700

- 4 非常電源、配線等は、基準9、第1、第5項の規定の例によること。
- 5 耐震措置は、基準9、第1、第6項の規定の例によること。
- 6 屋外消火栓箱は、基準9、第1、第7項第1号から第4号までの規定の例によるほか、次によること。
  - (1) 屋外消火栓箱の上部又は屋外消火栓箱の扉表面の上端部に、取り付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できる赤色の灯火を設けること。
  - (2) 雨水又はねずみ等が侵入できない構造のもので、かつ、通気口を設けたものであること。◇
  - (3) 扉は、容易に全開することができる構造のものであること。◇
  - (4) 雪の堆積場所とならない位置に設置すること。◇
- 7 屋外消火栓は、次によること。
  - (1) 地上式とし、かつ、ホース接続口(差込式で、口径が65mmのもの)が屋外消火栓箱の内部に格納されているものであること。◇
  - (2) 建築物の外壁の見やすい箇所で、出入口又は開口部付近に設けること。◇
  - (3) 令第19条第3項第1号及び第2号の「建築物の各部分」とは、建築物の1階部分の外壁又はこれに代わる柱等の部分(地上1m程度)をいうものであること。
  - (4) 雪の堆積場所とならない位置に設置すること。◇
- 8 ホース及び筒先は、次によること。◇
  - (1) 1の屋外消火栓につき、呼称65、長さ20mのホース2本以上及び筒先1本以上を、屋外消火栓箱に格納しておくこと。
  - (2) ノズルは噴霧ノズルとし、「結合金具の接続する消防用接続器具の構造、性能等に係る技術基準について」(平成5年6月30日消防予第197号)の基準に適合するものとする。

9 標識等は、次によること。

(1) 屋外消火栓箱の内部又はその直近の見やすい箇所に、屋外消火栓の使用方法を表示すること。

(2) 「ホース格納箱」及び「消火栓」の表示は基準 34 によること。

10 ホースの摩擦損失計算は、表 17-2 によること。◇

表 17-2 ホースの摩擦損失水頭表 (100m 当たり) [単位:m]

流量(L/min)	呼称 種別	ホース呼称
		呼称 65 のホース
		平ホース
350		4

第2 屋内消火栓設備の代替について◇

屋内消火栓設備の代替については、令第 11 条第 4 項に関わらず 1 階の部分に限る。

なお、この場合、第 1 に基づき設置するほか、屋外消火栓はホースの実延長を考慮した配置とし、ホースが通過する内部建具は 1 枚以内とすること。